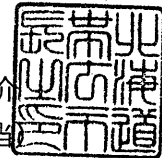




帯人事第 211 号
令和 8 年 8 月 7 日

帯広市監査委員 廣 瀬 智 様
同 小田切 章 裕 様
同 大竹口 武 光 様

帯広市長 上 野 庸 介
(総務部組織人事室人事課担当)



監査の結果に対する措置の通知について

令和 8 年 3 月 27 日付帯監査第 148、149 号において提出のありました監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知いたします。



行政監査指摘	措置状況
庁外団体の準公金の取扱いについて監査した結果、おおむね適正に執行されていることが認められました。 しかしながら、監査の結果に記載のとおり、法令等の規定に基づいた手続きがなされていない事例や不適当な執行の事例が見受けられたことから、再発の防止を求めます。 また、庁外団体の職印を事務局長以外の職員が管守している事例が確認されましたが、団体の状況によっては、事務局長が職印を管守することが、必ずしも最適とまでは言えないことから、事務の効率化を図るため、要綱の見直しについて検討することを求めます。 あわせて、庁外団体の登録漏れを防ぐため、市全体の庁外団体の把握につながる管理のあり方についても検討することを求めます。 なお、今回監査の抽出対象とならなかった他の庁外団体についても、監査結果の事例を参考とされ、団体の事務処理等について、改めて点検されますことを望みます。 準公金については、公金と違い法令に特段の定めがなく、会計管理者による審査や監査委員による財務監査等の対象外となっており、リスクが高い分野といえます。こうした準公金を本市職員が取り扱う以上、公金と同様に取り扱う必要があることから、職員の法令遵守意識の醸成を図るなど適正な事務執行に向け内部統制機能の強化を求めます。 今後におかれましては、庁外団体の機動性や柔軟性を遺憾なく発揮し、行政目的の達成に向けて、市と一体となって事業執行に取り組まれ、市民福祉の向上に寄与されますことを期待します。	今期の指摘に対しては、特に事務の基本となる法令等の習熟を図るほか、事務の効率化に向けた検討等を進めてまいります。 また、今回の調査抽出対象外の庁外団体においても、過年度の指摘内容や措置状況の共有を行うほか、内部統制機能の強化について引き続き検討を進め、市と一体となって市民福祉の向上に寄与すべく、適正な事務執行に努めてまいります。